

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年3月30日（令和2年（行個）諮問第63号）

答申日：令和4年3月22日（令和3年度（行個）答申第172号）

事件名：本人の症状固定の認定を行う際に作成した調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定文書番号令和元年特定日 特定労働基準監督署長が、私の症状固定（治ゆ）の認定を行う際に作成した実地調査復命書及び添付資料一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月19日付け東労発総個開第1-1098号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象保有個人情報が記録された文書（別表の1欄及び注1に掲げる文書1ないし文書11の各文書）のうち、文書2及び6ないし9の不開示部分の内容が把握できないことには、症状固定（治ゆ）の認定の根拠を把握することができず、また、認定に関して当方が抱いている疑義を払拭することができない。

文書8及び9については、主治医がそれぞれの時点で記載したものであることは明らかであり、不開示部分を開示することにより、労働基準監督機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とはいえないと考える。

文書6及び文書7については、私の令和元年特定日送付の特定労働基準監督署長宛ての申出文書を受けて、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）担当官が改めて調査した経緯があり、また、過去の調査における不誠実な対応の件もあるため、調査内容及び報告

内容を把握し、納得したいという希望がある。

文書6ないし9及びこれらに基づく文書2の要旨の記載事項を把握でき
てこそ、当方も理解、納得ができる。これらの不開示部分を開示すること
により、労働基準監督機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ
があるとはいえないと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりで
ある（補充理由説明書は、文書3①（通番2）及び文書9（通番11）の
該当箇所の記載漏れを訂正するものである（別表の注3））。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年12月8日付け（同月9日受付）で処分庁に
対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不
服として、令和元年12月31日付け（令和2年1月7日受付）で本件
審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分は妥当であると考ええる。

3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について（略）
- (2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書3②、5、6①、7①、8①及び9①は、審査請求人以外の
個人の氏名、印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、
特定の個人を識別することができるものである。このため、当該部
分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいづ
れにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書2、6②、7②、8②及び9②は、本件労災請求に係る処分
を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の
個人から聴取をした内容等である。当該部分は、これが開示された
場合、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求
人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部
分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいづ
れにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

文書3①は、特定事業場等の印影である。当該印影は、書類の真正
を示す認証的な機能を有するものとして、これにふさわしい形状のも
のである。当該部分は、これが開示された場合、偽造により悪用され
るなど、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する

おそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

文書2, 6②, 7②, 8②及び9②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。(略)当該部分は、これが開示された場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年3月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月9日 審議
- ④ 令和3年9月30日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 令和4年2月14日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年3月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号, 3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、原処分における不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分(別表の3欄に掲げる部分)について

ア 通番1, 通番6, 通番8, 通番10及び通番12

当該部分のうち通番1を除く部分は、特定監督署担当官が審査請求人の主治医に面談を行った際の確認書(以下「面談確認書」という。)

並びに審査請求人の主治医の意見書及び診断書の記載の一部であり、通番1は、それらを引用して調査結果をまとめた文書の記載の一部である。

当該部分のうち、通番6(1)及び通番8は文書1及び10の原処分において開示されている部分の、通番10(1)及び通番12は文書8及び9の原処分において開示されている部分の、また、通番10(2)は文書11の原処分において開示されている部分の内容から、それぞれ推認できる情報であると認められる。通番6(2)は、通番6(1)に記載部分があることから自ずと明らかな情報である。通番1は、以上の部分からの引用である。

このため、当該部分は、仮に法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとしても、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

当該部分は、「療養補償給付たる療養の費用請求書」(以下「請求書」という。)の事業主の証明欄に押印された審査請求人が勤務する特定事業場の代表者の印影である。

請求書は、療養補償給付を受ける労働者が当該療養の費用の支給を受けようとするときは、事業主及び診療担当者から証明を受けて、監督署に提出するものとされている(労働者災害補償保険法施行規則12条の2)ことから、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3, 通番5, 通番9及び通番11

当該部分のうち通番3は、請求書の「医師又は歯科医師等の証明」欄に記載された審査請求人の主治医の署名及び印影であり、その余の部分は、審査請求人の主治医の意見書及び診断書に記載された当該主治医の署名及び印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

通番3の主治医の署名及び印影は、上記イと同様の理由により、審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は、通番3の署名及び印影と同じものである。個人の署名及び印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行はないとすることが通例であるが、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であることから、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番7

当該部分は、面談確認書に記載された審査請求人の主治医の職氏名、その所属医療機関の名称及び住所並びに面談場所である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、文書2の原処分において開示されている部分と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分は、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性

(ア) 通番4

当該部分は、地方労災医員の意見書に記載された地方労災医員の署名及び印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 1 1

当該部分は、審査請求人の主治医の診断書に記載された医療機関の担当職員の氏名である。

当該部分は、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法 1 4 条 2 号及び 7 号柱書き該当性

通番 1, 通番 8, 通番 1 0 及び通番 1 2 は、面談確認書、審査請求人の主治医の意見書及び診断書に記載された主治医の意見並びに上記各文書から調査結果をまとめた文書に引用された主治医の意見の一部である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、医師が自身の認識している事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 7 号柱書きに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 1 4 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分は、同条 2 号及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 高野修一, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性について

1 文書番号 及び文書名	2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち開示すべき部分	
	該当箇所	法14条 各号該当 性	通番		
文書 2	調査記録・調査内容	1頁不開示部分	2号, 7号柱書き	1	全て(27行目18文字目及び19文字目を除く。)
文書 3	療養補償給付たる療養の費用請求書	① 1頁及び2頁の事業場印影	3号イ	2	全て
		② 1頁診療担当者の署名及び印影	2号	3	全て
文書 5	局医意見	2頁署名及び印影	2号	4	—
文書 6	主治医意見	① 署名及び印影	2号	5	全て
		② 主治医意見	2号, 7号柱書き	6	(1) 全て(2)を除く。 (2) 項番2
文書 7	面談確認書	① 2行目ないし5行目不開示部分	2号	7	全て
		② 不開示部分(①を除く。)	2号, 7号柱書き	8	項番1, 項番2の1行目ないし2行目24文字目, 4行目21文字目ないし5行目2文字目, 5文字目ないし最終文字, 項番3の1行目ないし4行目11文字目, 7行目21文字目ないし9行目
文書 8	傷病の状態に関する診断書(第2回目)	① 署名及び印影	2号	9	全て
		② 主治医意見	2号, 7号柱書き	10	(1) 項番3 (2) 項番5, 項番6
文書 9	傷病の状態に関する診断書	① 主治医の署名及び印影, 担当者氏名	2号	11	主治医の署名及び印影
		② 主治医意見	2号, 7号柱書き	12	「治ゆ・症状固定(見込み)年月日」欄

(注1) 文書1(調査結果復命書), 文書4(診療明細書), 文書10(電話聴取書)及び文書11(労災保険療養費請求手続継続依頼)については, 原処分における不開示部分がないため, 記載を省略した。

(注2) 当審査会事務局において, 2欄の該当箇所の記載方法を整理した。

(注3) 補充理由説明書により, 文書3①及び文書9の2欄の下線部が追加された。